

第2回 沼津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時 令和2年3月26日（木）13時00分～
場所 特別応接室

次 第

1 本部長あいさつ

2 議 事

(1) 最新の情報提供（資料1）

(2) これまでの市の対応状況について

① 市主催の行事等への対応方針の作成（資料2）

② これまでの市の取組について（資料3）

(3) 市の今後の取組について

① 市の今後の取組について（資料4）

② 市立学校の再開等について（資料5）

③ 今後の市主催の行事等への対応について

④ 他団体との連携

ア 商工会議所との連携

イ 県や関係団体との情報共有

3 その他

令和2年3月20日 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部(第21回)
安倍内閣総理大臣の発言

- 昨日、専門家会議が開催され、国内の感染状況や、これまで講じてきた感染拡大防止の取組の効果について、専門家の方々から分析をいただき、併せて提言をいただきました。
- まず、国内の感染状況については、
 - ・ 爆発的な感染拡大には進んでおらず、引き続き、持ちこたえているものの、都市部を中心に感染者が少しずつ増えているなど、一部の地域で感染拡大が見られるとの分析がありました。
- 一方、
 - ・ 北海道においては、緊急事態宣言を契機とした道民の方々のいち早い取組により、感染者の急激な増加を避けることができおり、
 - ・ 北海道以外の地域においても、大規模イベント等の自粛や学校の休校、時差出勤への御協力など、その内訳までは分からない部分はあるものの、国民の皆様の一連の適切な行動により、新規感染者数の若干の減少が見られ、効果があつたとされています。
- その上で、今後の見通しとしては、これまでの努力を続けなければ、クラスターの大規模化や感染の連鎖、さらには全国のどこかの地域で患者の急激な増加、いわゆるオーバーシュートが生じる可能性が指摘されています。
- こうした専門家の見解を踏まえ、政府としては、
 - ・ 感染の連鎖を断ち切るためのクラスター対策の抜本的な強化、
 - ・ 感染者の急増に備え、重症者への医療に重点を置く医療提供体制の整備に全力を挙げて取り組んでまいります。
- 国民の皆様におかれましては、①換気が悪く、②多くの人が密集し、③近距離での会話や発声が行われるという3つの条件が同時に重なるような場を避ける行動を、引き続きお願いいたします。
- その上で、これまで、政府の要請を受けて臨時休校に取り組んでいただいた学校については、今回の専門家会議の分析・提言を踏まえて、新学期を迎える学校の再開に向けて、具体的な方針を、できる限り早急に文部科学省において取りまとめてください。
- また、全国規模の大規模イベント等の開催については、中止、延期、規模縮小等の検討をお願いしてきたところですが、今回、専門家会議から「大規模イベント等について、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められる」との見解が示されたことから、今後は、主催者がこれを踏まえた判断を行う場合には、「感染対策のあり方の例」も参考にしてください。
引き続き、感染拡大の防止に十分留意してください。
- 社会・経済への影響を最小限としつつも、国民の皆様への命と健康を守ることを第一に、感染拡大の防止に向けた取組を更に徹底してまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に伴う 市主催の行事等への当面の対応方針について

令和2年2月28日

沼津市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐため、市が主催するイベント・行事等については、当面の間、次のガイドラインに基づき実施するものとする。

なお、本方針については、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がり等を勘案し適宜見直すこととする。

1 延期または中止を検討すべきもの

- ① 緊急性がなく、延期等による対応が可能なもの。
- ② 感染リスクが高い高齢者や基礎疾患等がある方の参加が多く見込まれるもの。

2 担当課で総合的に勘案し、開催の可否を判断するもの

- ① 不特定多数の人が集まるもの。
- ② 屋内で長時間開催されるもの。
- ③ 参加者同士の距離が近く接触する機会の多いもの。
- ④ 乳幼児や妊婦を対象としたもの。

3 開催する場合の注意事項

- ① 必要最小限の人数とする。
- ② ホームページ、チラシ等で参加者に対してマスクの着用等を促す。
- ③ 発熱や咳等の風邪のような症状がみられる方に参加を控えるように促す。
- ④ 会場出入口等へアルコール消毒薬を設置する。
- ⑤ 咳エチケット及び手洗い等の感染防止対策を参加者に徹底する。
- ⑥ 室内でのイベント・行事については、定期的な換気を行うこと。

4 他団体と共催事業等の場合

共催団体と丁寧に調整のうえ、市主催のイベント等に準じて対応すること。
また、開催する場合は、上記3の注意事項を周知・徹底すること。

なお、市の公共施設を利用して行う民間イベントに対しては、本方針に準じた対応を要請すること。

これまでの市の取組について

1 県制度融資を利用した市内事業者に対する市の利子補給

① 内容

静岡県融資制度「経済変動対策貸付」（新型コロナウイルス感染症枠）に対する利子補給

対象者：静岡県融資制度「経済変動対策貸付」（新型コロナウイルス感染症枠）の融資を受けた市内中小企業者等

対象融資期間：令和2年2月12日～令和3年3月31日

対象融資限度額：8,000万円

利子補給期間：借入後1年以内

市利子補給率：0.40%

※県分含めた融資利率は、0.9～1.0%となる。

② 令和2年度予算額

3,500万円（補正予算）

③ 3月19日（木）2月議会定例会で議決

2 市立学校の対応

3月2日（月）から春休みまで 臨時休校及び給食の中止

3 放課後児童クラブの小学校休業対応

市内全36クラブの開所を、正午からを午前8時からに延長

4 国や県の市民への情報提供・注意喚起

市ホームページ上からの情報発信（1月23日（木）から）

市の今後の取組について

- 1 職員に対する取組（安心して皆さんが市役所に来ていただくために）
 - ・各自、毎朝、体温測定をしてから出勤する。
 - ・応接者等がわかるよう、面会や出張等について記録する。
 - ・プライベートでも外泊を伴う旅行等にあたっては、事前に上司に報告する。
 - ・所属長は、毎日部下の健康確認を行う。
 - ・各所属ごとに、課題や改善点等を話し合う場を設ける。

- 2 市民に対する取組（困ったときの相談窓口）
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に関する総合相談受付窓口を設置し、的確に対応する。
 - (2) 市ホームページを改良し、新型コロナウイルス関連情報をわかりやすく提供する。

新型コロナウイルス感染症相談受付窓口

危機管理課 電話 055-934-4803
055-934-4758

開設期間 令和2年3月26日から当面の間
平日8時30分から17時15分まで（土日・祝日を除く）

新型コロナウイルス感染症に対応した 市立学校の再開等について

令和2年3月26日

沼津市教育委員会

1 入学式等

国の「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」等を踏まえながら、高等学校は4月6日（月）から、小中学校は4月7日（火）から教育活動を再開する。（最終決定は3月27日（金）に行う。）

- ・ 4月 6日（月）午前 高等学校始業式
午後 高等学校入学式（規模を縮小）
 - ・ 4月 7日（火）午前 小学校入学式（規模を縮小）、中学校始業式
午後 中学校入学式（規模を縮小）、小学校始業式
- ※始業式は校内放送での実施など感染防止に配慮して行う。

2 学校での感染防止対策

国のガイドラインが示す3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を回避した対策を行う。

(1) 日常の学校生活

- ・ 各家庭と連携し、毎朝の検温及び風邪症状等の確認を行う。
- ・ 風邪症状等が見られる場合は、自宅療養をさせ、無理に登校させない。
- ・ 咳やくしゃみが続く場合はマスクを着用させる。
- ・ 咳エチケットや手洗いを徹底する。
- ・ 定期的な換気を行い、密閉した中での授業を避ける。
- ・ 教室の机の位置や配列を工夫し、児童生徒の間隔を開ける。
- ・ 児童生徒が触れそうな手すりや机の上等を定期的に消毒する。
- ・ 集会等は校内放送で実施し、体育館等で行う場合は児童生徒の間隔を開け、短時間で実施する。

(2) 学校給食

- ・ 食事前の手洗いを徹底する。
- ・ 配膳は、体調不良の児童生徒や教職員が行わないようにする。
- ・ 食事はグループで行わず、全員前を向いて食事を取る。会話は控える。

(3) 前年度末の未履修の学習

- ・新小学2～6年生及び新中学2～3年生は、新学年の当初に学習時間を設ける。
- ・新中学1年生は、小学校から中学校への引継ぎを確実にいき、入学当初に学習時間を設ける。

(4) 部活動

- ・中学校は、4月8日（水）から校内活動を再開する。対外試合は、4月25日（土）から再開する。
- ・高等学校は、県の対応を待ち判断する。
- ・屋内で行う場合は特に、3つの条件が重ならないよう内容や方法を工夫し、短時間で活動する。
- ・風邪症状等が見られる生徒は、参加を見合わせ自宅療養するよう指導する。

3 市内で感染者が発生した場合の対応

児童生徒又は教職員の感染が判明した場合や、地域における感染拡大の状況などを総合的に考慮し、保健所や県教育委員会と十分に相談の上、臨時休業等の対応を判断する。